

患者さんへのサービス向上のために かんちゅう募金

関東中央病院は、最適な医療を安全・確実に提供し、また地域医療支援病院として地域のみなさまへ貢献することを目指しています。

患者さんからは、「ご意見箱」をとおして、「こんな設備を整えてほしい」「ここをきれいにしてほしい」など、さまざまなご要望をいただきます。

『かんちゅう募金』は、そうしたご要望を叶えていくために使わせていただきたいと思います。

皆様のあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

Q あつまった寄附は何に使われるの？

A 外来ホールの待合ソファの更新や、図書館『けやき文庫』の充実など、患者さんへのサービス向上に使わせていただきます。

Q 寄附の使い道を指定できるの？

A 申し訳ございませんが、用途を限定したご寄附はお受けすることができません。用途については、ご意見箱にお寄せいただいた患者さんのお声を参考に決定させていただきます。

Q ほんとうに患者のために使われるの？

A 1年に1度、収支報告と、何に使用させていただいたかを病院ホームページで全て公表します。

Q 税金の優遇措置は受けられるの？

A 申し訳ありませんが、当院は寄附の税控除対象法人ではないため、税金の控除を受けることはできません。

Q どうやって寄附するの？

A 寄附金申込書をご提出いただき、当院において内容を確認させていただいた後、寄附金振込み方法のご案内をお送りさせていただきます。(詳しくは裏面をご覧ください)

高度医療
の提供

患者さんへの
サービス向上

診療体制
の充実



かんちゅう募金
についてのお問い合わせ先

〒158-8531 東京都世田谷区上用賀6-25-1
公立学校共済組合
関東中央病院会計課経理係

TEL : 03-3429-1171 (代)

URL : kanto-ctr-hsp.com

かんちゅう募金について



かんちゅう募金HPはこちら。

当院もよりの金融機関です
※金融機関の指定は
ありません

1口1,000円からのご寄附をお願いいたします

ご寄附の申し込み～お振込みまで

- (1)ご寄附いただける場合は、「寄附金申込書」に必要事項をご記入のうえ、本紙オモテ面最下部のお問い合わせ先までご持参もしくは郵送ください。(郵送の費用はご負担ください。)また、当院ホームページからもダウンロードいただけます。
(https://www.kanto-ctr-hsp.com/about_kch/donation.html)
※上記QRコードからもアクセスできます。
 - ・寄附金申込書に基づき、お電話などでご連絡をさせていただくことがありますので、正確にご記入をお願いいたします。
 - ・寄附金申込書で内容を確認させていただいた結果、ご寄附をお受けできかねる場合があります。当院で寄附を受け入れられない場合については、右下の「ご寄附をお受けできない場合」をご確認ください。
- (2)いただいた「寄附金申込書」を元に当院で協議させていただき、ご寄附いただくこととさせていただいた際には、「寄附金振込み方法のご案内」をお送りいたします。
- (3)「寄附金振込み方法のご案内」にしたがって、郵便局、銀行などからお振込みいただけます。(振込み手数料はご負担ください。)
- (4)寄附金の入金を確認させていただいた後、当院が発行する感謝状および領収書をお送りいたします。



三井住友銀行経堂支店



みずほ銀行千歳船橋支店



世田谷桜丘三郵便局

寄附者ご芳名について

ご寄附いただきました皆様方に感謝の意を込め、当院ホームページにご芳名を掲載させていただきます(ご芳名の公表にご同意いただいた方のみ)。

また、※高額のご寄附をいただいた方につきましては、ご芳名をプレートに記し、院内に掲示をさせていただきます(ご芳名の公表にご同意いただいた方のみ)。

《高額のご寄附の基準(※累計)》

金版…個人で100万円以上、法人で500万円以上

銀版…個人で50万円以上、法人で300万円以上

銅版…個人で10万円以上、法人で100万円以上

※金額の累計の始期は原則として2020年4月1日となります。

税金の優遇措置は適用されません

当院は寄附の税控除対象法人ではないため、2,000円以上のご寄附をいただいた場合でも、税金の控除対象とはなりません。

寄附金の使途について

皆様方からいただきました寄附金は、例えば、外来ロビーのソファ、病棟個室の設備の更新、けやき文庫の充実など、患者さんへのサービス向上のために使用させていただきます。その使途、収支については、会計年度ごとに当院ホームページで公表いたします。



ご寄附をお受けできない場合

以下にある条件のご寄附は受け入れることができません。

- (1)寄附者に対して、寄附の対価として、何らかの利益または便宜を供与すること。
- (2)使用した寄附の経理について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (3)寄附を受け入れることにより、著しく財政負担が伴うこと。
- (4)寄附者からの寄附申し込み後、寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること。
- (5)寄附により取得した財産を寄附者へ譲渡すること。
- (6)使途を限定したもの。※特別な事情がある場合はご相談ください。
- (7)寄附者について、反社会勢力等と関連がある、またはその疑いがあること。
- (8)その他、寄附を受け入れることが病院運営上支障があると認められること。